

(様式第3号)

令和8年3月16日

「第3次米原市空家等対策計画(案)」についての米原市パブリックコメントに対して提出された意見等とその意見等に対する市の考え方および検討結果について

案 件 名： 第3次米原市空家等対策計画(案)

意見募集期間： 令和8年1月23日(金)～令和8年2月24日(火)

所 管 課： まち整備部 シティセールス課

提出された意見等の内容	提出された意見の数(人数)	意見等を受けて市が検討した結果	意見等に対する市の考え方
当社は移住・関係人口の創出に関わる事業を行っており、その中で空き家の果たす役割は非常に大きいと感じています。地域おこし協力隊や空き家対策会の方々とも意見交換を行う中で、市内には状態が良好でありながら、さまざまな事情により空き家バンク等に登録されていない物件が多く存在していることを実感しています。今後は、所有者への丁寧な個別アプローチを通じて、1件でも多く新規登録につなげる取組を強化していただきたいです。また、長期間活用が進まない空き家については、対策会等による買取や活用アイデアの公募、賃貸化などを通じ、空き家バンク登録物件の新陳代謝を促す仕組みも検討されると、より実効性の高い計画になると考えます。	1(1人)	原案のとおりとします。	意見のとおり、市内には空家バンクに未登録の活用可能な空家が多数あり、また空家バンク登録物件においても活用が進まない物件も存在しています。 第3次米原市空家等対策計画においては、これらの登録や活用を進めるため、24ページ「1 計画の目標」に記載のとおり、空家等を含む建築物の所有者による生前からの取組を促進する意識啓発や、空家等の活用促進における新規需要(個人、民間事業者等)の掘り起こしなどの取組を強化したいと考えています。 また、これらの施策の推進に当たっては、空家等管理活用支援法人や移住促進関連事業者と連携を深めていきたいと考えています。
「空家等活用促進区域」に関する記載が見受けられないが検討や設定について盛り込む必要はないのでしょうか。	1(1人)	意見を踏まえ修正します。	31ページ「⑤民間事業者等に向けた活用支援および価値ある空家等の保存活用」の【取組の具体例】の中に、空家等活用促進区域の検討について追記します。